

議案第 6 3 号

川崎市市税条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市市税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 2 5 年 6 月 3 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市市税条例の一部を改正する条例

川崎市市税条例（昭和 2 5 年川崎市条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

附則第 7 項を次のように改める。

（延滞金の割合の特例）

- 7 法附則第 3 条の 2 第 1 項の規定により、第 1 3 条に規定する延滞金の年 1 4 . 6 パーセントの割合及び年 7 . 3 パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、当分の間、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第 9 3 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年 7 . 3 パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年 1 4 . 6 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年 7 . 3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7 . 3 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7 . 3 パーセントの割合を超える場合には、年 7 . 3 パーセントの割合）とする。

附則第 2 2 項の前の見出し中「固定資産税」を「固定資産税等」に改める。

附則第 2 3 項中「附則第 1 5 条第 1 0 項」を「附則第 1 5 条第 9 項」に改め、
附則に次の 1 項を加える。

2 4 法附則第 1 5 条第 3 7 項に規定する条例で定める割合は、3 分の 2 とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第 7 項の改正規定及び次項の規定は、平成 2 6 年 1 月 1 日から施行する。

(延滞金に関する経過措置)

2 改正後の条例（以下「新条例」という。）附則第 7 項の規定は、延滞金のうち平成 2 6 年 1 月 1 日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

(固定資産税及び都市計画税に関する経過措置)

3 新条例附則第 2 4 項の規定は、平成 2 6 年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用する。

参考資料

制 定 要 旨

地方税法の一部改正に伴い、延滞金の割合の特例を見直すこと、固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例を定めること等のため、この条例を制定するものである。